

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第10号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 新エネルギー産業推進担当部長 組織規則第47条第1項に規定する新エネルギー産業推進担当部長をいう。

第3条第1項の表市場長および所長の項の次に次のように加える。

新エネルギー産業推進担当部長	部長又は次長	主管課長	部の連絡調整を行う課長
----------------	--------	------	-------------

第3条第7項中「うち」の次に「、中央卸売市場の」を、「市場長が」の次に「、新エネルギー産業推進室の主管に属する事項（別表第1第1号から第4号までに關するものを除く。）に限り新エネルギー産業推進担当部長（新エネルギー産業推進担当部長が不在のときは産業振興部の次長）がそれぞれ」を加える。

第10条観光文化スポーツ部長専決事項の項第1号中「文化施設」を「観光施設および文化施設」に、「および」を「ならびに」に改める。

第10条の4を第10条の5とし、第10条の3を第10条の4とし、第10条の

2の次に次の1条を加える。

(新エネルギー産業推進担当部長専決事項)

第10条の3 新エネルギー産業推進担当部長の専決事項は、部長共通専決事項のうち、新エネルギー産業推進室の主管に属する事項(別表第1第1号から第4号までに關するものに限る。)とする。

第11条文化振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(3) 旧松倉家住宅の管理に關すること。

第11条産業企画課長専決事項の項に次の1号を加える。

(13) 辺岨公園の管理に關すること。

別表第1中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条文化振興課長専決事項の項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。